

会 議 録

会議名称	令和元年度 目黒区特別職報酬等審議会（第2回）
日 時	令和元年11月8日（金）午後3時～午後4時
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、追川会長職務代理者、安藤委員、岡田委員、奥山委員、 庄島委員、松崎委員 （区側）総務部長、総務課長、人事課長 事務局
傍聴者	無し
配布資料	目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第 第1回会議録 目黒区特別職報酬等審議会資料 1～2
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明 3 審議（質疑応答） 4 今後の進め方 5 閉会
内容及び 主な発言	1 会長が開会を宣言した。 2 事務局から、配布資料について内容説明を行った。 3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言） <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 ただ今の説明について、何か質問はあるか。 無いようなので審議に入る。 ・ 会長 事務局から説明がありましたが、一般職員の月例の給料及び期末・勤勉手当について、特別区の人事委員会勧告を踏まえて、現在、労使交渉中とのことであるが、本日の配布資料には本年の特別区の人事委員会勧告に沿った改定試算も示されている。 これらを踏まえて、議員報酬及び区長等特別職の給料等について、職員に準じて、給料、期末手当を改定すべきか否か、試算もご確認いただいた上で、皆さんのお考えをお聞きしたい。

・ 委員

23区の特給職給与年額等の一覧を見ると、目黒区はおおむね順位が低い。財政難が解消された場合は、それに応じて上げて良いのではないか。

そこで、質問であるが、今年度、来年度の区の財政見通しはどうか。それを前提に是非を検討したい。

→ 歳入面では、たばこ税の減少や国の不合理な税制改正により、大幅な増は見込めない状況である。歳出面では、社会保障費や子育て支援施策の拡充等による増がある中で、特別養護老人ホーム等の整備支援に伴う負担増も見込まれるため、来年度の予算編成においては、財政調整基金からの取り崩しをせざるを得ない見通しとなっている。

また、緊急財政対策を行っていた頃よりも、財政状況は回復しているものの、厳しい目で財政運営を行っていく必要がある。

・ 委員

無駄のない財政運営していただくことを条件に、議員報酬及び区長等特別職の給料等は職員に準じた改定で良いと考える。

・ 委員

区の財政については、庁舎の購入や大型寄付のあとは悪かったと思うが、現在は大分回復してきている。また、各種の審議会等において、区政に多大な協力をしている委員の報酬については一時大きく引下げられた中でみな努力をしている。財政が改善されたのであれば、相応な見直しをお願いしたい。

結論としては、他区の特給職よりも給与等が低位であるということも踏まえ、職員に準じた改定で良いのではないか。

・ 委員

私のクライアントは中小企業や個人事業主であるが、景気は決して上向きになっていない中、10月から消費増税があり、厳しい社会情勢ではあるが、特別職・議員とも頑張っていただいている。

他区と比較すると、目黒区の特給職給与は低位であることを考えると職員に準じた改定で良いと考える。

・ 委員

人事委員会勧告は社会情勢や公民較差等を踏まえ、練り上げられたものであると考えられるので、職員に準じた改定に異論はない。

また、前回の資料に、人事制度改正後の職員構成は、係長職の割合は増加しているが、管理職は増加しておらずとあるが、給料が上がっても、リーダー的な立場の職員がいなければ、次につながらないので、管理監督職の適正な確保に努めていただきたい。

管理職が増加していないというのは、男女ともになのか、女性だけなのか、その背景には、私生活における介護や育児の負担が要因になっていることも考えられるので、配慮を欠かさないでいただきたい。

また、区では区有施設の見直しや児童相談所の開設準備等の大きなプロジェクトを抱えている中で、働き方改革が推進されているため、職員がその板挟みとならないよう、気を配っていただきたい。

→ 特別区の役職の構成比は他団体に比べて低い傾向にある。例えば、部長職については特別区が1%のところ、他団体（政令市20市平均）は2.6%、課長職は特別区が3%、他団体は8.4%、係長職は特別区が24.1%、他団体は29.6%ということから、役職に就く者をもっと増やしても良いのではと考えている。しかしながら、昇任試験に手を挙げる者が少ないという現状がある。

・ 委員

その要因は把握しているのか。

→ 様々な要素が絡んでおり、特定が難しいが、なりにくい要素を減らそうと人事委員会とともに取り組んでいるところである。

また、管理職の女性比率については、年々増加している傾向にあり、平成31年4月現在、計81人おり、女性は15人で全体の18.5%である。昨年度が16%だったので、2.5%上昇した。区では女性活躍推進計画を策定しており、令和2年度までに女性管理職の割合を20%に引き上げるため、取り組んでいるところである。

引き続き、昇任意欲の醸成に取り組んでいく。

・ 委員

人事委員会勧告の月例給は引下げ、期末・勤勉手当は引上げの結果、年収は上がるという、わかったようで、わからない部分もある。ただ、職員に準じた改定に異論はない。

・ 会長

委員からの意見にあった、人事委員会勧告の内容について、事務局から再度説明をお願いしたい。

→ 政令市20市で職員給与に関して、公民較差でマイナスとされているのは、1市だけである。その1市についても若干のマイナスであり、据置き勧告である。20市のうち引上げは14市、据置きが6市である。

では、なぜ特別区だけマイナス勧告となったかということであるが、その要因は、平成30年度に実施された人事制度改革の職の再編にある。この影響により、マイナス勧告となった。これは、特別区だけの事情であり、制度改革のひずみと言える。

・ 委員

今回の人事委員会勧告による改定において月額給与が下がるということは、期末等一時金で補填されるとしても、生活に大きく影響を与えるような改正である。

しかしながら、区の特別職について、職員に準じた改定を行うことはいたし

かたないと考えている。

・ 会長

ありがとうございました。ほかに、意見等はないか。

(委員から 「なし」 の声)

・ 会長

それでは、説明と質疑、意見・要望等が終わったので、個別の論点について皆さんにお諮りし、答申内容を固めていきたい。

まず、区長等特別職の給料等について、本年度の特別区人事委員会勧告に沿った試算が示されているが、今までの審議の中では、勧告に沿った改定に異論はなかったようなので、そのようにまとめさせていただいて良いか。

(委員から 「異議なし」 の声)

・ 会長

それでは、そのようにまとめる。

・ 会長

次に議員報酬についても、勧告に沿った改定ということで異論はないか。

(委員から 「異議なし」 の声)

・ 会長

それでは、そのようにまとめる。

・ 会長

次に、実施時期についてだが、従来からの慣例も踏まえると、条例改正直後の月初めの日から施行、実施することが妥当であると考えているが、そのようにまとめさせていただいてよいか。

(委員から 「異議なし」 の声)

・ 会長

それでは、そのようにする。

・ 会長

他に質疑、意見・要望等はないか。

・ 委員

特別職の年収は月例給とボーナスという認識で良いか。

また、地域手当とは何か。それも年収に含まれているのか。

→ 特別職の年収は月例給とボーナスであり、その中に地域手当も含まれるが、議員には地域手当がない。

また、地域手当とは、地域ごとに物価等が異なるため、その地域間の差を調整するため、本給に上乘せされる手当のことである。例えば、東京都は物価が高いため、全国で最も高い20%の手当となっている。

・ 委員

賞与には地域手当が含まれているのか。

→ 賞与の計算には地域手当も含まれている。

	<ul style="list-style-type: none">・ 委員 議員の年収には政務活動費や費用弁償等は含まれていないのか。 → 月例給と期末手当のみである。 <p>4 今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会長 それでは、答申の骨子がまとまったので、本日の審議結果を踏まえて、たたき台としての答申案を事務局に作成していただき、次回改めてお示しすることとしたい。その上で答申を確定し、後日区長へ答申する段取りとしたい。 本日予定された議事はすべて終了した。なお、第3回の審議会は11月18日（月）午後3時から、この会場で開催する。 <p>5 会長が閉会を宣言した。</p>
--	--